

# 区域の設定（設定の考え方）

《国基本指針（案）～区域の設定に関する事項～》

- ① 市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定める。
  - ② 隣接市町村間等における**広域利用等の実態を踏まえて**、区域を定める。
  - ③ **教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて**設定する。
  - ④ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
  - ⑤ 認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。
- ※都道府県は、必ずしも地域子ども・子育て支援事業の区域を設定する必要はない。

①教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期とは・・・

現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況及び利用希望を踏まえた幼児期の学校教育・保育の必要量（＝必要利用定員総数）	平成29年度	不足分の 施設整備 及び 保育実施
	平成28年度	
	平成27年度	
	確保できる教育・保育施設及び地域型保育	

需要  
（量の見込み）

供給  
（利用定員の総数）

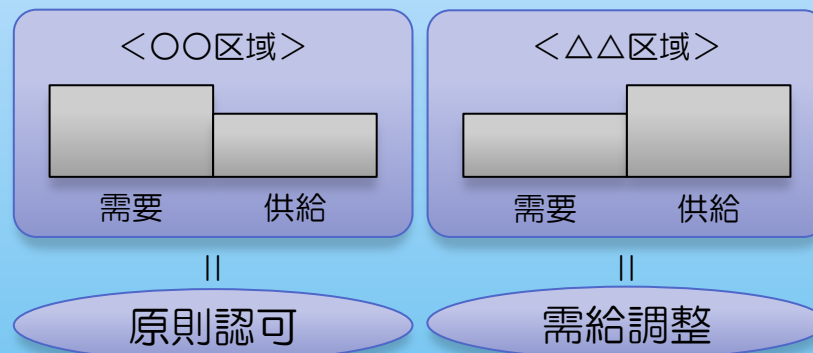
②隣接市町村間等における広域利用とは・・・

居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用すること。

保育所の場合は、児童福祉法に基づき市町村間で調整の上、協定等を締結している。

③需給調整とは・・・

認定こども園・保育所から認可・認定の申請があった場合に、その区域の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しているか、設置によってこれを超える場合は、認可・認定をしない**ことができる**。



# 区域の設定（県内市町村の広域利用の状況）

## 《県内広域利用の実態》

石巻市 ↔ 登米市, 東松島市, 大崎市, 涌谷町, 美里町, 女川町

登米市 ↔ 石巻市, 栗原市, 大崎市, 涌谷町, 南三陸町

大崎市 ↔ 石巻市, 栗原市, 登米市, 大崎市, 大郷町, 大衡村, 色麻町, 加美町, 美里町

大衡村 ↔ 大崎市, 富谷町

※相互利用の協定締結

白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町

## 実態を踏まえて区域を設定すると



2つの広域的な区域設定（上図）

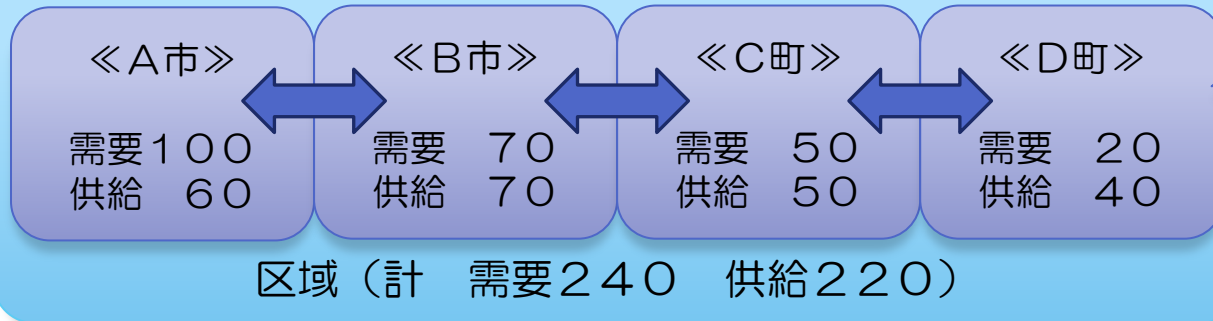
+

その他（市町村毎）

ただし、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となる。

# 区域の設定（需給調整による課題）

《宮城県の広域利用の実態を簡略化した場合の図》

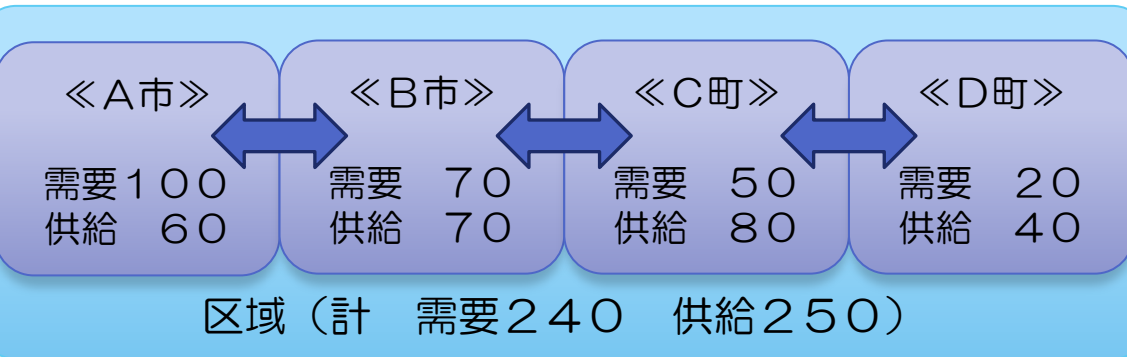


＜協定締結状況＞

A市⇔B市  
B市⇔A市・C町  
C町⇔B市・D町  
D町⇔C町

■供給増の必要性がないB市・C町・D町に、認定こども園等の設置申請があった場合であっても区域全体は『需要>供給』のため、**認可・認定しなければならない。**

【参考】仮に、C町に認定こども園等30を認可・認定した場合



※ただし、その後、施設の整備が必要なA市に施設の設置申請があり、区域全体で『需要<供給』の場合であっても、**認可・認定をしないことができる**だけで認可・認定することは可能

# 区域の設定（設定案）

## 《県内市町村の区域設定の方向性》

多くの市町村で全域を1区域とする方向で決定又は検討中

## 案（基本的な方向性）

市町村毎に1区域とすることを基本として、計画を具体化させていく。

※区域の設定は、教育・保育の量の見込みや提供体制の確保内容等を定める単位であり、市町村を越えた広域利用が制限されるものではない。

次に掲げる留意事項を踏まえて、各市町村と十分に調整したのちに、最終的な区域を設定する。

### 【留意事項】

- 各市町村が、それぞれ需給バランスの取れた「子ども・子育て支援事業計画」を策定すること。
- 新制度施行後、県が施設の認可・認定を行ったことで、各市町村が設定した区域毎の整備計画に支障を来すことがないこと。
- 特に、合併等により市町村毎であっても広範囲となる場合は、市町村が作成する計画を考慮の上、旧市町村毎の設定を検討すること。